

平成十四年三月

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の説明書

外務省

目次

1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	議定書の内容	二
1	定義	二
2	政策及び措置	三
3	排出の抑制及び削減に関する数量化された約束	三
4	約束の共同履行	四
5	国内制度	五
6	共同実施	五
7	情報の送付及び検討	五
8	条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進すること及び条約に基づく資金供与	五
9	低排出型の開発の制度	五
10	組織規定	六
11	排出量取引	六
12	不遵守	六
13	最終条項	七

14 附属書

三 議定書の実施のための国内措置

(参考)

七

七

八

1 議定書の成立経緯

(1) 気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）は、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めることを内容とするものである。条約は、温室効果ガスの削減について具体的な数値等による義務を定めていないため、平成七年（千九百九十五年）三月から四月まで、ドイツのベルリンで開催された条約の第一回締約国会議において、条約の附属書 に掲げる締約国（先進国及び市場経済への移行の過程にある国）の平成十二年（二千年）以降における義務を強化するための検討を行うための専門家会合を設置することが決定された。また、この専門家会合の作業は、附属書 に掲げる締約国については、政策及び措置を定め、特定の時間的枠組みの中で、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する数量化された抑制及び削減の目的を設定すること並びに附属書 に掲げる締約国以外の締約国については、新たな義務を課さないが、条約の履行を引き続き促進することを内容とする法的文書を条約の第三回締約国会議で採択することを旨として、平成九年（千九百九十七年）中の可能な限り早期に完了すべきである旨決定された。

(2) これを受けて、平成七年（千九百九十五年）八月以来八回にわたり専門家会合による検討が進められ、平成九年（千九百九十七年）十二月十一日、京都で開催された条約の第三回締約国会議において、この議定書が採択された。

(3) この議定書の採択後、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合等において採択が予定されるこの議定書の運用に関する細目を定める文書案を作成する交渉が行われた結果、昨年十月から十一月まで、モロッコのマラケシュで開催された条約の第七回締約国会議（以下「COP7」という。）において、当該文書案について実質合意に至った。

2 議定書締結の意義

この議定書は、先進国等が平成二十年（二千八年）から平成二十四年（二千十二年）までの五年間において数量化された約束に従って温室効果ガスの排出を抑制し又は削減すること等を定めるものである。我が国がこの議定書を締結してその早期発効に寄与することは、地球温暖化を防止するための国際的な協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 一回目の約束期間（平成二十年（二千八年）から平成二十四年（二千十二年）まで）において、附属書Aに掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（我が国は平成二年（千九百九十年）の排出量の水準より六パーセント減）に従って並びに第三条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保すること。

(2) 平成十七年（二千五年）までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示すこと。

(3) 一回目の約束期間の開始の遅くとも一年前（平成十八年（二千六年）末）までに、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための国内制度を設けること。

(4) 条約に従って提出する温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の年次目録並びに自国の情報に、第三条の規定の遵守を確保し及びこの議定書に基づく約束の遵守を示すために必要な補足的な情報を含めること。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書を早期に発効させ、実施に移すことは、地球環境保全の観点から極めて重要である。よって、地球温暖化防止のための国際社会の取組の気運が失われることがないよう、我が国としてこの議定書を締結し、この議定書の発効に貢献することを通じて、温室効果ガスの排出削減のための着実な努力を促すことが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十八箇条、末文及び二の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義（第一条）

「締約国会議」、「条約」、「気候変動に関する政府間パネル」、「モントリオール議定書」、「出席しかつ投票する締約国」、

「締約国」及び「附属書」に掲げる締約国の定義について規定している。

2 政策及び措置（第二条）

附属書 に掲げる締約国は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の達成に当たり、持続可能な開発を促進するため、一定の政策及び措置を行う（第二条 1）。

3 排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（第三条）

(1) 附属書 に掲げる締約国は、附属書 に掲げる締約国により排出される附属書 A に掲げる温室効果ガスの全体の量を平成二十年（二千八年）から平成二十四年（二千十二年）までの約束期間中に平成二年（千九百九十年）の水準より少なくとも五パーセント削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書 B に記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びに第三条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保する（第三条 1）。

(2) 附属書 に掲げる締約国は、平成十七年（二千五年）までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示す（第三条 2）。

(3) 土地利用の変化及び林業に直接関連する人の活動（平成二年（千九百九十年）以降の新規植林、再植林及び森林を減少させることに限る。）に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化（各約束期間における炭素蓄積の検証可能な変化量として計測されるもの）は、附属書 に掲げる締約国が第三条の規定に基づく約束を履行するために用いられる（第三条 3）。

(4) この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、農用地の土壤並びに土地利用の変化及び林業の区分における温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の変化に関連する追加的な人の活動のいずれに基づき、附属書 に掲げる締約国の割当量をどのように増加させ又は減ずるかについての方法、規則及び指針を決定する。締約国は、当該決定の対象となる追加的な人の活動が平成二年（千九百九十年）以降に行われたものである場合には、当該決定を一回目の約束期間について適用することを選択することができる。（第三条 4）

なお、C O P 7において、附属書 に掲げる締約国は、自国の割当量を増加させる活動として植生回復、森林経営、農地管理及び放牧地管理のうち一又は複数を選択することができ、その選択した活動による除去量を一定の限度まで自国の割当量に加えることができること等について実質合意に至り、その内容を規定するこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 一 回会合の決定案が採択されている。

- (5) 附属書 に掲げる締約国の割当量は、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る一回目の期間（平成二十年（二千八 年）から平成二十四年（二千十二年）まで）においては、平成二年（千九百九十年）又は他の基準となる年若しくは期間における 附属書 A に掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計に附属書 B に記載する百分率を乗じたものに五を乗 じて得た値に等しいものとする（第三条 7）。附属書 に掲げる締約国は、この算定のため、ハイドロフルオロカーボン、パーフ ルオロカーボン及び六ふつ化硫黄について基準となる年として平成七年（千九百九十五年）を用いることができる（第三条 8）。
- (6) 附属書 に掲げる締約国のその後の期間に係る約束については、附属書 B の改正において決定する。この議定書の締約国の会合 としての役割を果たす締約国会議は、一回目の約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始する。（第三条 9）
- (7) 一の締約国が他の締約国から取得する第六条の規定に基づく排出削減単位、第十七条の規定に基づく割当量の一部又は第十二条 の規定に基づく認証された排出削減量は、取得する締約国の割当量に加える（第三条 10 及び 12）。
- (8) 一の附属書 に掲げる締約国の約束期間における排出量が第三条の規定に基づく割当量より少ない場合には、その量の差は、当 該附属書 に掲げる締約国の要請により、その後の約束期間における当該附属書 に掲げる締約国の割当量に加える（第三条 13）。
- 4 約束の共同履行（第四条）
- 第三条の規定に基づく約束を共同で履行することについて合意に達した附属書 に掲げる締約国は、附属書 A に掲げる温室効果が又の二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計についての当該附属書 に掲げる締約国の総計が、当該附属書 に掲げる締約国の 割当量の総計を超えない場合には、約束を履行したものとみなされる。当該附属書 に掲げる締約国にそれぞれ割り当てられる排出 量の水準は、当該合意で定める。（第四条 1）

5 国内制度（第五条）

附属書 に掲げる締約国は、一回目の約束期間の開始の遅くとも一年前までに、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出量及び吸収源による除去量について推計を行うための国内制度を設ける（第五条１）。

6 共同実施（第六条）

附属書 に掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、一定の条件の下に、経済のいずれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附属書 に掲げる締約国に移転し又は他の附属書 に掲げる締約国から取得することができる（第六条１）。

7 情報の送付及び検討（第七条及び第八条）

附属書 に掲げる締約国は、条約に従って提出する温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の年次目録並びに自国の情報に、第三条の規定の遵守を確保し及びこの議定書に基づく約束の遵守を示すために必要な補足的な情報を含める（第七条１及び２）。附属書 に掲げる締約国が第七条の規定に基づいて提出する情報は、事務局が調整する専門家検討チームによって検討される（第八条１及び２）。

8 条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進すること及び条約に基づく資金供与（第十条及び第十一条）

(1) すべての締約国は、条約に基づく既存の約束の履行を引き続き促進するため一定の措置をとる（第十条）。

(2) 条約附属書 に掲げる先進締約国は、条約に従い、また、条約の資金供与の制度の運営を委託された組織を通じて、開発途上国が条約に基づく既存の約束であって第十条の規定の対象となるものの履行を促進するため負担する費用を支援するための資金を供与する（第十一条２）。

9 低排出型の開発の制度（第十二条）

この議定書により定める低排出型の開発の制度の下で、附属書 に掲げる締約国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。また、附属書 に掲げる締約国は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束

の一部の遵守に資するため、当該事業活動から生ずる認証された排出削減量を一定の条件の下に用いることができる。(第十二条1及び3)

10 組織規定(第十三条から第十五条まで)

(1) 条約の最高機関である締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす(第十三条1)。条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる(第十三条2)。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う(第十三条4)。

(2) 条約によつて設置された事務局、科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関は、それぞれ、この議定書の事務局、科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関としての役割を果たす(第十四条1及び第十五条1)。条約の締約国であつてこの議定書の締約国でないものは、補助機関の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる(第十五条2)。

11 排出量取引(第十七条)

附属書Bに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。排出量取引は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものとする。

12 不遵守(第十八条)

この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、不遵守の原因、種類、程度及び頻度を考慮して、この議定書の規定の不遵守の事案を決定し及びこれに対処すること(不遵守に対する措置を示す表の作成を通ずるものを含む。)のための適当かつ効果的な手続及び制度を承認する。第十八条の規定に基づく手続及び制度であつて拘束力のある措置を伴うものは、この議定書の改正によつて採択される。

なお、COP7において、この手続及び制度として、新たに遵守委員会を設立すること、遵守委員会は、第三条1の約束を遵守す

ることができなかつた締約国に対して、超過排出量の一・三倍を次期約束期間の割当量から差し引き、次期約束期間における約束の遵守を確保するための行動計画を作成させ及び排出量取引による当該締約国の割当量の一部の移転を停止する措置をとること等について実質合意に至つた。

13 最終条項（第十六条及び第十九条から第二十八条まで）

多数国間の協議手続、紛争の解決、改正、附属書の採択及び改正、投票権、寄託者、署名及び批准等、効力発生、留保、脱退並びに正文について規定している。

14 附属書

第三条により規制される温室効果ガス並びに当該ガスが発生する部門及び発生源の区分（附属書A）並びに附属書 に掲げる締約国の排出の抑制及び削減に関する数量化された約束（基準となる年又は期間に乗ずる百分率）（附属書B）を規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のため、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。この条約の実施に関連するものとして、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案が今次国会に提出されている。

(参考)

1 採択 平成九年十二月十一日 京都において採択

2 効力発生 平成十四年二月十八日現在 未発効(五十五以上の条約の締約国であつて、附属書 に掲げる締約国の平成二年(千九百九十年)における二酸化炭素の総排出量のうち少なくとも五十五パーセントを占める二酸化炭素を排出する附属書 に掲げる締約国を含むものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 八十四箇国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中華人民共和国、クック諸島(*)、コスタ・リカ、クロアチア、キューバ、チェッコ、デンマーク、エクアドル、エジプト、エル・サルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本国、カザフスタン、大韓民国、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレイシア、モルディヴ、マリ、マルタ、マーシャル、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、オランダ、ニュー・ジラランド、ニカラグア、ニジェール、ニウエ(*)、ノールウェー、パナマ、パプア・ニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セント・ルシア、セント・ヴィンセント、サモア、セイシエール、スロヴァキア、スロヴェニア、ソロモン、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トウヴァル、ウクライナ、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴィエトナム、ザンビア、欧州共同体

(*) 我が国は、国家として承認していない。

4 締約国 平成十四年二月十八日現在 四十七箇国

アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、アゼルバイジャン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ボリヴィア、ブルンディ、コロンビア、クック諸島(*)、サイプラス、チェッコ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルヴァドル、赤道ギニア、フィジー、ガンビア、グルジア、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、ジャマイカ、キリバス、レソト、マラウイ、モルディヴ、マルタ、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、ナウル、ニカラグア、ニウエ(*)、パラオ、パナマ、パラグアイ、

ルーマニア、サモア、セネガル、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、トウヴァル、ウルグアイ、ウズベキスタン、ヴァヌアツ

(* 我が国は、国家として承認していない。)